

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容		個人情報の開示請求に対する決定
根拠法令及び条項		君津都市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第18条
標準 処理 期間	根拠条項	君津都市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第16条
	設定等年月日	平成15年2月28日
	標準処理期間	14日以内
審査 基準	根拠条項	君津都市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第13条
	参考事項	君津都市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則
	設定等年月日	平成15年2月28日
	<p>【基準】</p> <p>1 自己に関する個人情報の開示の請求できる者</p> <p>(1) 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が取り扱っている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる。</p> <p>(2) 代理人は、本人に代わって開示の請求をすることができる。</p> <p>2 個人情報を開示しないことができる場合</p> <p>(1) 開示の請求に係る個人情報に本人以外の個人に関する個人情報（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の公務に関する情報及び当該情報に記載された特定個人に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を侵すと認められるもの</p> <p>(2) 開示の請求に係る個人情報に法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるもの</p> <p>(3) 開示の請求に係る個人情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該又は将来の同種の指導、診断、評価、選考等に支障が生ずると認められるもの</p> <p>(4) 開示の請求に係る個人情報が組合及び国、他の地方公共団体、その他の公共団体、公共的団体又は組合の執行機関の附属機関（これに類するものを含む。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に含まれる情報であ</p>	

って、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民（木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域以外の地方公共団体の住民等を含む。）の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 開示の請求に係る個人情報を実施機関の行う監査、検査、入札、交渉、争訟、試験、人事等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれると認められるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われるおそれのあるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの